

統合型リゾート(IR: Integrated Resort) ～ビクトリア州のゲーミング(カジノ)に係 る法規制、規制当局の概要～

2014年11月

IR ビジネス・リサーチグループ リーダー
有限責任監査法人トーマツ パートナー
仁木一彦

※当該資料中、意見に亘る部分は著者の私見であり、著者の属する法人等のものではありません。

I. はじめに

オーストラリアのビクトリア州では、州の経済政策として、観光産業、雇用及び経済の発展のため、また、メルボルン地区の再発展のため、同国の他の州と比べると最も遅い1991年にゲーミング(カジノ)が合法化されました。

メルボルン地区におけるゲーミング(カジノ)運営者の選定は2段階で行なわれました。まず、入札(Expression of Interest)により、応募した23社の中から3社を選出し、その後選出した3社に対してより具体的な事業提案書の作成を要請し、最終的にクラウン・リゾーツを選定しました。現在、クラウン・リゾーツが同州で営業を行う唯一のゲーミング(カジノ)事業者となっています。

ビクトリア州のゲーミング(カジノ)に係る法規制や規制当局の体制は、シンガポールで法規制の整備及び規制当局の設置に際し、ネバダ州等と同様参考にされており、日本においても参考にされることが想定されます。

II. ビクトリア州のゲーミング(カジノ)に係る法規制、規制機関の概要

ビクトリア州では、州政府が、カジノ管理法(Casino Control Act 1991)、ギャンブル規制法(Gambling Regulation Act 2003)、また、これらの法令を補足する諸規則(カジノ経営同意法: Casino (Management Agreement) Act 1993、プレミアム顧客に係るギャンブル規制: Gambling Regulation (Premium Customer) Regulations 2011 等)において、ゲーミング(カジノ)に係る諸規制を規定して

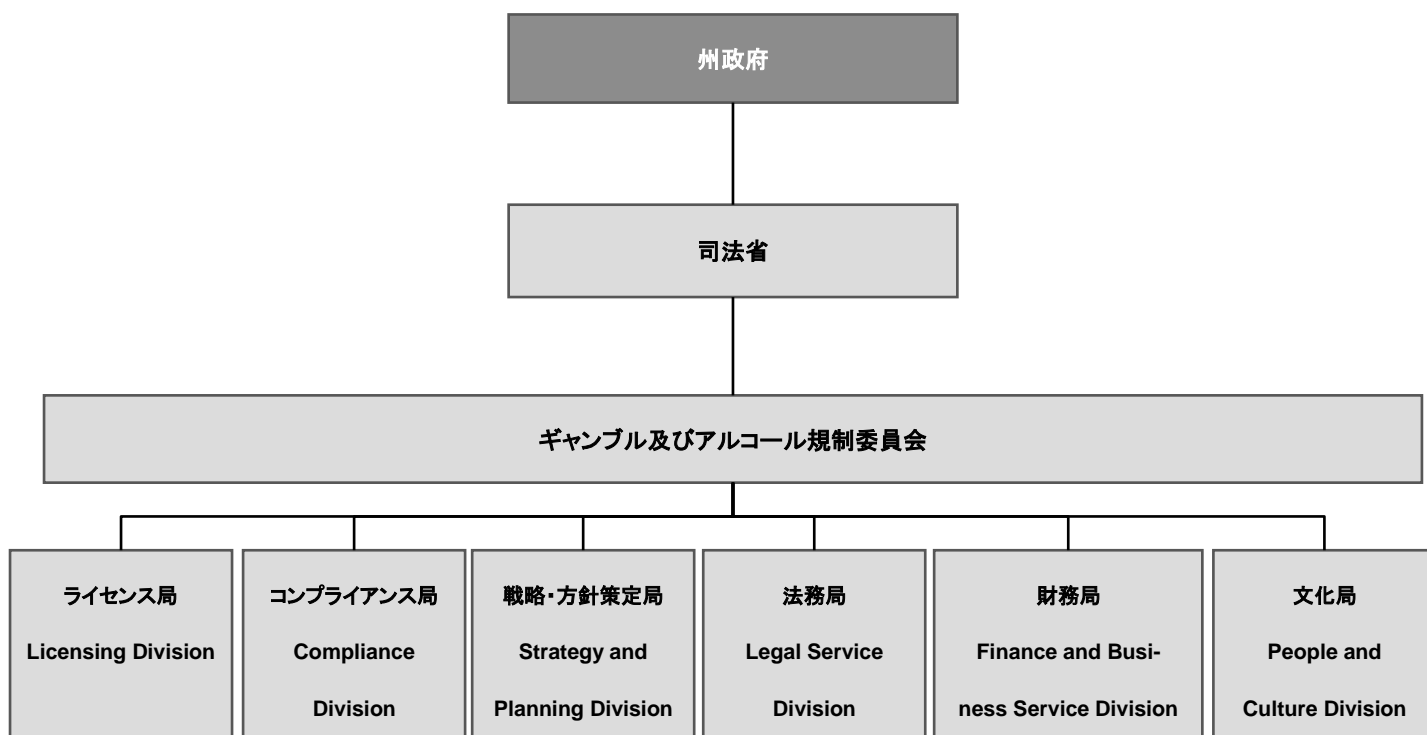
います。

カジノ管理法では、カジノ産業の規制構造、運用、統制等について規定しており、ギャンブリング規制法では、カジノを含むゲーミング全般の規制構造、運用、統制等について規定しています。また、カジノ管理法、ギャンブリング規制法に規定されている内容を補足するために、補足諸規制が制定されています。

加えて、ビクトリア州においてカジノ運営を許可されている企業は1社のみであるため、法規制に記載のない取り決めや、ライセンスに係る詳細事項等については、州政府とカジノ運営者との間で交わされた同意書(Consolidated Casino Agreement)で規定されています。

ビクトリア州では、司法省の下に、ギャンブル及びアルコール規制委員会(Victorian Commission for Gambling and Liquor Regulation)があり、ゲーミング(カジノ)産業の透明性を維持するために監視・監督を行なっています。ギャンブル及びアルコール規制委員会は、カジノ管理法及びギャンブリング規制法を施行する他、管轄下にある各局を通じて、運営に係る様々な法規制を施行しています。(図表1参照)。

図表1 ビクトリア州のカジノ規制当局



出典: Victorian Commission for Gambling and Liquor Regulation “Organization Structure”よりトーマツグループ IRビジネス・リサーチグループが作成

ビクトリア州では、ゲーミング(カジノ)事業に携わる法人・個人はライセンスの取得が義務付けられており、主にカジノ運営者、ゲーミング機器の製造事業者・販売事業者がライセンス取得の対象となっています。ライセンス対象者による申請後、ギャンブル及びアルコール規制委員会による審査を経て、ライセンス付与の最終判断が行われます。

ビクトリア州では、カジノ運営者に対してカジノ税が課税されます。カジノ売上高に対する課税率は、富裕層顧客から得た売上高と、それ以外の顧客から得た売上高によって異なり、富裕層顧客に対する課税率が、その他の顧客に対する課税率よりも低く設定されています。また、カジノライセンスに対するライセンス料や、ゲームの種類やスロットマシンの台数に応じた一定率が課されます。

本記事に関して、より詳細な調査資料をご希望の場合は、以下までお問い合わせください。

IR(統合型リゾート)ビジネス・リサーチグループ

info-irbg@tohmatu.co.jp

著者紹介



仁木 一彦(にき・かずひこ)
IR ビジネス・リサーチグループ リーダー
有限責任監査法人トーマツ パートナー

【経歴】

IRビジネスに係るプロジェクトの業務責任者を複数務め、IRビジネス参入を検討する企業だけでなく、国や地方自治体に対するサポートも手がける。IRビジネスに関係の深いエンタテインメント、メディア、不動産、ホテル等でのコンサルティング業務経験を多数有する。企業の透明化・健全化に関する分野を中心に専門分野は各種規制対応、コーポレートガバナンス、内部統制、内部監査、不正対策、リスクマネジメント、コンプライアンス、CSR等。著書に『図解 ひとめでわかる内部統制 第3版』(東洋経済新報社)、『図解 ひとめでわかるリスクマネジメント 第2版』(東洋経済新報社)、『リスクマネジメントのプロセスと実務』(LexisNexis)など多数。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約7,800名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約200,000名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2014. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited